

世田谷区スポーツ推進審議会傍聴細目

(趣旨)

第1条 この細目は、世田谷区スポーツ推進審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、原則として会議当日に傍聴申込書(別記第一号様式)により世田谷区スポーツ推進審議会に申請し、傍聴券(別記第二号様式)の交付を受けなければならない。

(傍聴人の定数)

第3条 傍聴人の定数は、原則として6人とする。ただし、定数の変更については会長が判断する。

(傍聴券の提出等)

第4条 傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場の際、係員に提示し、傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(禁止行為)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 会議において発言すること。
- 二 会議における委員の発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- 三 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
- 四 ハチマキ、たすき、ヘルメットの類を着用すること。
- 五 飲食、喫煙、談笑すること。
- 六 携帯電話、ポケットベル等の使用をすること。
- 七 前各号のほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

(撮影・録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議室において、写真、映像等を撮影し、又は議事の録音をしてはならない。

(報道)

第7条 報道関係者は腕章を着用のうえ報道関係者席に着かなければならない。

2 写真撮影、録音をするときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 会議の運営に支障を来さないこと。
- 二 フラッシュは使用しないこと。
- 三 傍聴人を撮影する場合は、必ず傍聴人の許可を得ること。

(傍聴人・報道関係者の退場)

第8条 会長は、会議の進行上必要があると認めるときは、傍聴希望者及び報道関係者に対し傍聴の不許可又は退場を命ずることができる。

2 会長は、傍聴人又は報道関係者がこの細目の規定に違反したときは、当該傍聴人又は報道関係者の退場を命ずることができる。

3 傍聴人及び報道関係者は、前項の規定により会長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第9条 この細目に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この細目は、平成9年2月12日から施行する。

附則（平成15年10月27日 世生発第622号）

この細目は、平成16年1月1日から施行する。

附則（令和4年11月14日 4世ス推第282号）

この細目は、令和4年11月15日から施行する。

第1号様式

世田谷区スポーツ推進審議会傍聴申込書

私は、 年 月 日開催の世田谷区スポーツ推進審議会の傍聴を申し込みます。

また、傍聴するときは、指示された事項を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

第2号様式

世田谷区スポーツ推進審議会（第 回）傍聴券

住 所

氏 名

年 月 日

－傍聴される方へのお願い－

傍聴される方は、下記順守事項をお守りいただき、係員の指示に従ってください。

傍聴者順守事項

- 1 傍聴券に住所及び氏名を記入のうえ、係員に提出してから、傍聴席に着いてください。
- 2 次に掲げる事項は禁止行為です。
 - (1) 会議において発言すること。
 - (2) 会議における委員の発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明すること。
 - (3) 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
 - (4) ハチマキ、たすき、ヘルメットの類を着用すること。
 - (5) 飲食、喫煙、談笑すること。
 - (6) 携帯電話、ポケットベル等を使用すること。
 - (7) 会議の内容を録音すること、又は写真、映像等により撮影すること。
 - (8) 前各号のほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

その他

会長は、会議の進行上必要があると認めたときは、傍聴者に退席を命じることもあります。